

「道路緑化ボランティア」登録について

身近にある道路に四季折々の草花を植え、明るく、美しく、住みよい街づくりをしてみませんか

墨田区では、道路の緑化活動や清掃活動を行うことにより、地域の環境美化を推進することを目的として、区の管理する道路の植樹柵や緑地帯内に草花を植え、水やりや除草、清掃等を行っていただく方々に「道路緑化ボランティア」登録制度を設けています。

※ この登録には、以下のような「登録の資格」・「活動に際しての注意点」があります。

また、街ゆく人々に「道路緑化ボランティア」の活動を知っていただくため、活動場所には、区が標示板を設置します。

1 登録の資格

- ・ 区内在住・在学・在勤者の方

2 登録者様の役割

- ・ 活動で使用する草花、肥料、水等の資材（材料）の調達と植え付けをお願いします。落ち葉、雑草、ゴミ等の廃棄物の処分は、登録者様自身でお願いします。
- ・ 活動中は事故防止に努め、万一事故が発生した場合は、速やかに区及び所轄警察署に連絡してください。
- ・ 活動にあたっては、周辺の居住者や通行者等にご配慮願います。
- ・ **登録は一年更新**です。登録更新を希望しない場合は、草花等を撤去して土の状態にしてください。
- ・ その他わからないことがあれば区に相談してください。

3 区の役割

- ・ 活動場所に標示板（団体名等）を設置
- ・ 活動中のケガ等に対する保険対応
- ・ その他、ボランティア活動へのサポート

（問い合わせ先・登録先）

墨田区都市整備部道路・橋りょう課計画調整担当（庁舎10階）

電話 03-5608-6291

